

# 4月からの施行目前！ 改正個人情報保護法の ポイントと 中小企業に求められる 対応とは

4月1日から、改正個人情報保護法が施行されます。改正法の全体像を確認し、取り組むべき直前対策を紹介します。

STORIA法律事務所  
弁護士  
山城 尚嵩



## 令和2年改正と 令和3年改正

個人情報保護法が、令和2年と令和3年にそれぞれ改正されたこととはご存じでしょうか。ことし4

月1日に施行される改正個人情報保護法（以下「改正法」といいます）は、これら2回の改正項目を含んだ大改正であり、利活用に関する条項が盛り込まれた平成27年改正法（現行法）に続き、インパクトを与える改正です。

もともと、令和3年改正は、主として行政機関や独立行政法人等を対象とする改正でした。そのため、事業者を想定読者とする本稿では、令和2年改正を中心に解説します。

## 令和2年改正の 背景

平成27年に現行法が成立した際、情報通信技術の進展等に鑑み、施行後3年ごとに法律を見直す旨の規定がおかれました。こうした取り決めもあり、令和2年（現行法が施行された平成29年からちょうど3年後です）に法改正が行なわれました。

そして、法改正の背景として、個人情報保護委員会は次の5点を掲げています。

- ① 個人の権利意識の高まり
- ② 保護と利用のバランスの推進
- ③ 国際的な制度調和・連携
- ④ 海外事業者や個人情報の越境対応
- ⑤ AI・ビッグデータ社会における個人情報の適正利活用のための環境整備

これら5つの背景は、今回の法改正でどのように反映されたのでしょうか。全体像を俯瞰したうえで、各項目について確認していきます。

## 改正法の 6つの柱

改正法の全体像は、次の6つの内容に分類できます（図表1）。改正内容は多岐にわたりますが、まずは全体像を理解することが大切です。

直前対応に関連する項目に重点をおきながら、6つの各改正項目について整理します。

### (1) 個人の権利のあり方

個人の権利意識の高まりを背景に、個人データに関する個人の請求権が拡充されます。保有個人データの取扱いなど、直前対応が必要な項目といえます。

① **短期保存データの取扱い変更**  
現行法では、6か月以内に消去されるいわゆる短期保存データは、開示等の対象となる「保有個人データ」に含まれませんでしたが、改正法により、短期保存データも保有個人データに含まれることになりました。

図表1 令和2年改正法における主な改正項目

(1) 個人の権利のあり方

- 利用停止・消去等の個人の請求権について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、個人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和する。
- 保有個人データの開示方法<sup>(※)</sup>について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。  
(※) 現行は、原則として、書面の交付による方法とされている。
- 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。
- 6か月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。
- オプトアウト規定<sup>(※)</sup>により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。  
(※) 本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等したうえで、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

(2) 事業者の守るべき責務のあり方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合<sup>(※)</sup>に、委員会への報告および本人への通知を義務化する。  
(※) 一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定。
- 違法または不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

(3) 事業者による自主的な取組みを促す仕組みのあり方

- 認定団体制度について、現行制度<sup>(※)</sup>に加え、企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。  
(※) 現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野(部門)を対象とする。

(4) データ利活用に関する施策のあり方

- イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
- 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

(5) ペナルティのあり方

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。  
(※) 命令違反：6か月以下の懲役または30万円以下の罰金  
→1年以下の懲役または100万円以下の罰金  
虚偽報告等：30万円以下の罰金→50万円以下の罰金
- データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる(法人重科)。  
(※) 個人と同額の罰金(50万円または30万円以下の罰金)  
→1億円以下の罰金

(6) 法の域外適用・越境移転のあり方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

出所：個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(概要)」

そのため、短期保存データを前提とした運用を行なう企業は、見直しが必要となります。

② 開示方法の変更  
現行法上、保有個人データの開示方法は書面を原則とし、本人が書面以外を希望しても事業者が最終決定できませんでした。  
しかし、改正法により、デジタルデータ(電磁的記録)での提供を含め、本人が開示方法を指定できるように変更されました。

③ 開示請求の対象拡充  
また、改正法により、本人が事業者に対して行なう開示請求の対象も拡充されました。  
具体的には、従前は対象に含まれていなかった、事業者における個人データの第三者提供記録が含まれることになりました。

④ 利用停止等の要件緩和  
現行法上、本人による、保有個人データの利用停止・消去・第三者提供の停止の請求ができるのは、一定の法律違反がある場合に限られていました。  
しかし、今回の改正では、法律違反の場合に限らず、個人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合には、利用停止等の請求ができるよう要件が緩和されました。

⑤ オプトアウト規制の強化  
個人データを第三者へ提供する場合には、原則として本人の同意を得ることが必要です。  
一方、法は、本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等したうえで、例外的に本人の同意なく第三者に提供できる制度(オプトアウト制度)を用意しています。  
現行法において、オプトアウトにより第三者提供できない情報は要配慮個人情報のみでしたが、改正により、不正取得された個人データおよびオプトアウト規定に基づき提供を受けた個人データも、オプトアウトにより第三者提供できない情報に含まれることになりました。

(2) 事業者の守るべき責務のあり方  
個人の権利の拡充と併せて、事業者側の責務も見直されます。該当する事業者は、対応が必要になります。

① 公表事項の拡充  
まず、法定の公表事項が追加されます。具体的には、事業者の住所や代表者の氏名、安全管理措置

に関する事項などが法定の公表事項に追加されます。

また、信用スコアリングなど、本人が合理的に予測・想定できないような利用を行なう場合には、本人が当該取扱いを予測・想定できる程度に、利用目的を特定しなければならぬことがガイドライン上定められました。

## ② 漏えい等報告

改正法では、個人データの漏えい等が発生した際、一定の場合に、個人情報保護委員会への報告および本人への通知を行なうことが義務化されました（現行法では、漏えい時等の報告等は努力義務にすぎませんでした）。

報告等が義務化されたのは、一定の重大な類型についてです。具体的には、①質的に重大な類型として、要配慮個人情報や財産的被害が発生し得る個人データが漏えいするケース、②量的に重大な類型として、漏えいした個人データの数が1000を超えるようなケースにおいて、それぞれ報告等が求められることになりました。

また、報告の方法も、速報と確報に分けて行なうこととされ、今後は事案に応じて速やかな対応が求められることとなります。

## ③ 不適正利用の禁止

現行法においても、個人情報の不適正な「取得」が禁止されていますが、いわゆる破産者マップ事件などを経て、改正法では新たに、不適正な「利用」も明文で禁止されることになりました。

## (3) 事業者による自主的な取組みを促す仕組みのあり方

改正法における認定団体制度により、企業の特定期限（部門）を対象とする団体を認定できるようになりました。企業における直前対策に直接影響するものではないため、詳細は割愛します。

## (4) データ利活用に関する施策のあり方

改正法では、①仮名加工情報、②個人関連情報という新たな情報類型が創設されました。対応の要否は企業によって様々ですが、データ利活用を考える企業は、確認が必須の項目です。

## ① 仮名加工情報

平成27年の法改正では、データ利活用の観点から、新たな情報類型として「匿名加工情報」が創設されました。しかし、匿名加工情報に該当するためには、法および施行規則が定める厳格な加工水準を満たす必要がありました。その

ため、単に氏名だけを削除したような情報については、匿名加工情報には該当せず、引き続き「個人情報」として取り扱う必要がありました。

もともと、「氏名」を削除した場合には、未加工の個人情報と比較して一定の安全性が確保されているといえます。

そこで、改正法では、氏名等の個人を識別できる記述等を削除した情報を「仮名加工情報」と類型化し、当初の利用目的を変更した利用など、一定の柔軟な内部利用が認められることとなりました。

## ② 個人関連情報

Cookieなどを活用するウェブ業界に大きな影響を与えるのが、「個人関連情報」規制の創設です。

本来、個人データを第三者提供する場合には、本人の同意を得て行なうのが原則です。しかし、CookieやIPアドレス、閲覧履歴、広告IDなどの情報（以下「Cookie等のデータ」といいます）は、当該情報単体では特定の個人を識別するものではありません。したがって、現行法上、個人データに該当しないCookie等のデータの提供にあたって

は本人の同意を得る必要はありませんでした。

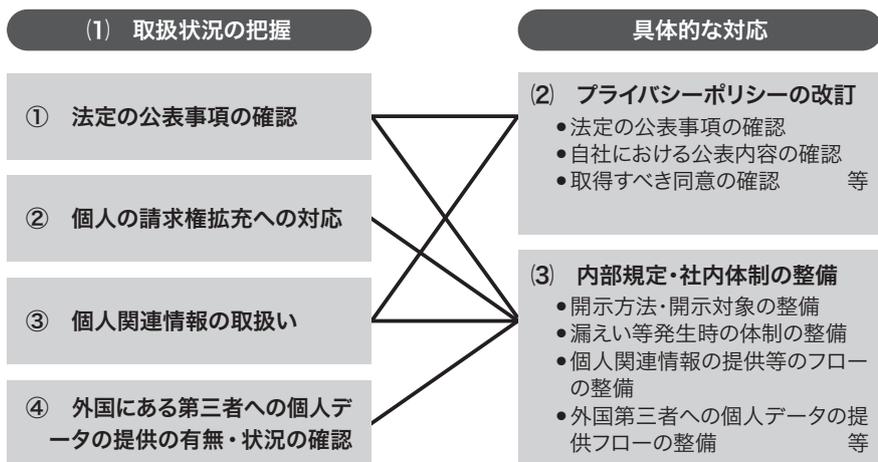
一方、Cookie等のデータを第三者に提供した場合に、当該第三者において保有する個人データと、取得したCookie等のデータを紐付けることは可能です。現に、就職情報サイトの提供事業者が、就活生ユーザーの閲覧履歴やそれを基にした内定辞退率スコア（これらは単体では個人情報ではありません）を、求人企業に対して、求人企業が個人データと紐付けて利用することを想定したうえで提供していたことが問題視されたことは記憶に新しいでしょう（いわゆる「リクナビ事件」）。

そこで、改正法では、提供元では個人データに該当しないCookie等のデータ（個人関連情報）が、提供先において個人データとして取得することが想定されるときは、提供元から提供先への提供に先立ち、あらかじめ提供先において本人の同意を得ることなどが求められることになりました。

## (5) ペナルティのあり方

改正法では、罰則の法定刑が、類似する他の経済事犯と同等のレベルまで引き上げられました。これにより、法人については、最大

図表2 最優先で行なうべき改正法への直前対応



1億円以下の罰金が課せられることとなります。

**(6) 法の域外適用・越境移転のあり方**

個人データが、インターネットなどを通じてグローバルに取り扱われる昨今の状況に鑑み、外国にある第三者への個人データの提供にあたっては、移転先国の名称や

個人情報保護に関する制度の有無等、本人に対する情報提供を行なうことが義務付けられました。

また、外国で個人データを取り扱っている場合における当該外国の個人情報保護制度を把握しておくこと（外的環境の把握）は、法が定める安全管理措置にも含まれており、改正法の下では法定の公表事項となっています。

なお、本項の改正項目に含まれる「域外適用」は、外国事業者に対する日本法の適用のことであるため、日本企業を想定読者とする本稿の解説からは割愛します。

### 「いま何をすべきか」改正法施行の直前対応

それでは、いま事業者は何をすべきでしょうか。「直前対応」という観点から、最重要の作業項目を以下にピックアップしました（図表2）。

#### (1) 取扱状況の把握

まずは、現在の自社における個人データの取扱状況を正しく把握することが出発点となります。

筆者は現在、改正法施行に

あたり、複数社の個人情報保護体制の整備に携わっていますが、いずれもまずは社内で取り扱う個人データの内容とその取扱状況を棚卸しする作業がスタート地点です。これにより、どの改正項目が自社に影響するかの見当をつけ、効率的に作業を進めることが可能となります。

特に把握しておくべき項目としては、

- ① 法定の公表事項の確認
- ② 個人の請求権拡充への対応
- ③ 個人関連情報の取扱い
- ④ 外国にある第三者への個人データの提供の有無・状況の確認などが考えられます。

#### (2) プライバシーポリシーの改訂

そのうえで、多くの企業で着手する必要があるのは、企業サイトに掲載しているプライバシーポリシーの改訂です。

すでに述べたとおり、今回の改正では、事業者による法定の公表事項の範囲が広くなりました。実務上、法定の公表事項や同意取得への対応は、企業サイトのプライバシーポリシーで行なうのが一般的です。

そのため、改正法が定める公表事項等の内容に沿って、プライバ

シーポリシーの改訂を検討することが必要となります。

#### (3) 内部規定・社内体制の整備

また、今回の改正では、個人の請求権が拡充され、開示方法や開示対象が見直されました。そのため、すでに作成している内部規定や開示の体制を見直す必要があります。

同様の体制整備の観点としては、漏えい等発生時の報告等の体制、個人関連情報の提供や外国にある第三者への個人データの提供時における情報提供時のフロー構築なども求められます。

\* \* \*

以上、改正法の全体像を再確認し、いま行なうべき直前対策を紹介しました。改正項目が多岐にわたるため、「もう間に合わない」と感じた事業者も少なくないかもしれません。

しかし、改正による法定刑の引上げもさることながら、個人データ関連で炎上が相次ぐ昨今の情勢に鑑みれば、事業規模を問わず、目を背けることはできない改正事項といえるでしょう。改正対応にあたっては、自社の顧問弁護士等と相談のうえ、焦らずに順次対応していくことが肝要です。

やましろ なおたか AI、データの活用に関するビジネスモデル構築・法的助言・契約交渉・規制対応を中心に、IT系スタートアップに関する法律問題全般を広く取り扱う。